

北朝鮮の著作物にベルヌ条約の保護が及ばないとされた事例

【文献種別】	判決 / 東京地方裁判所
【判決年月日】	平成 19 年 12 月 14 日
【事件番号】	平成 18 年 (ワ) 第 5640 号、平成 18 年 (ワ) 第 6062 号
【事件名】	著作権侵害差止等請求事件
【裁判結果】	棄却
【参照法令】	ベルヌ条約 3 条、著作権法 6 条 3 号、民事訴訟法 28 条
【掲載誌】	判例集未掲載

《事実の概要》

両事件は、被告が異なるが、ほぼ同様の事実関係に基づいており、下記《判決の要旨》で引用する判決文もまったく同一であるので、以下では一括して本件として論ずる。

本件原告は、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の国民が著作者である映画につき著作権を有すると主張する朝鮮映画輸出入社(北朝鮮文化省傘下の行政機関)(X_1)と、本件各映画著作物につき日本国内での使用等につき独占的な利用等の権利を有すると主張するわが国の有限会社(X_2)である。

原告らは、被告であるわが国のテレビ会社が、原告らの事前の許諾なく、本件映画の映像の一部を放送したことについて、著作権法 6 条 3 号に当たる著作物に関する X_1 の著作権を侵害したとして、著作権法に基づき、侵害の停止または予防として放送の停止を請求し、また、 X_1 の著作権および X_2 の利用許諾権を侵害する不法行為に当たるとして、民法 709 条に基づき、損害賠償を請求した。

著作権法 6 条 3 号は、「条約によりわが国が保護の義務を負う著作物」に著作権法による保護を与えることを定める。わが国は、昭和 50 年に「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」に加入しており、北朝鮮は、平成 15 年に同条約に加入した。ベルヌ条約 3 条(1)(a)は、いずれかの同盟国(条約当事国)の国民である著作者の権利はこの条約により保護される旨を規定する。なお、わが国は、国際法上、北朝鮮を国家として承認していない。

原告の請求に対し、被告は、本案前の答弁とし

て、わが国では行政機関には権利能力が認められていないから、北朝鮮の行政機関たる X_1 には当事者能力がないとし、訴えの却下を求めるとともに、本案の答弁として、わが国が承認していない北朝鮮にはベルヌ条約は適用されず、北朝鮮の著作物は著作権法 6 条 3 号により保護の義務を負う著作物には当たらないと主張し、請求棄却を求めた。

裁判所は、 X_1 について、本国法である北朝鮮の民法によって権利能力が付与されていることから、民事訴訟法 28 条により当事者能力が認められるとし、 X_1 は行政機関とはいっても、北朝鮮映画の著作権等を行使する国家映画会社で、その実質はわが国における私法人に近いものであり、 X_1 に当事者能力を認めても訴訟手続に混乱をきたすとはいえないとして、被告の主張を退けた。

そのうえで、裁判所は、未承認国である北朝鮮との間で、わが国はベルヌ条約上の権利義務関係を有するものではないとして、原告らの請求を棄却した。

《判決の要旨》

「北朝鮮の著作物である本件各映画著作物が、我が国の著作権法による保護を受けることができるか否かは、……本件各映画著作物が著作権法 6 条 3 号にいう『条約によりわが国が保護の義務を負う著作物』に当たるか否か、すなわち、我が国が未承認国である北朝鮮に対してベルヌ条約上の義務を負担するか否かの問題に帰着する。

そこで、この点についてみると、現在の国際法秩序の下では、国は、国家として承認されることにより、承認をした国家との関係において、国際法上の主体である国家、すなわち国際法上の権利義務が直接帰属する国家と認められる。逆に、国

家として承認されていない国は、国際法上一定の権利を有することは否定されないものの、承認をしない国家との間においては、国際法上の主体である国家間の権利義務関係は認められないものと解される。

この理を多数国間条約における未承認国の加入の問題に及ぼすならば、未承認国は、国家間の権利義務を定める多数国間条約に加入したとしても、同国を国家として承認していない国家との関係では、国際法上の主体である国家間の権利義務関係が認められていない以上、原則として、当該条約に基づく権利義務を有しないと解すべきことになる。……

我が国は、北朝鮮を国家として承認しておらず、我が国と北朝鮮との間に国際法上の主体である国家間の権利義務関係が存在することを認めていない。したがって、北朝鮮が国家間の権利義務を定める多数国間条約に加入したとしても、我が国と北朝鮮との間に当該条約に基づく権利義務関係は基本的に生じないから、多数国間条約であるベルヌ条約についても、同様に解することになる。」

「もっとも、未承認国であっても、国際社会において実体として存在していることは否定されないから、国際法上の主体である国家間の権利義務関係が認められないからといって、未承認国との関係において条約上の条項が一切適用されないと解することが妥当でない場合があり得る。」

「もとより、多数国間条約の条項のなかには、ジェノサイド条約（……）における集団殺害の防止（1条）や拷問等禁止条約（……）における拷問の防止（2条）のように、条約当事国間の単なる便益の相互互換の範疇を超えて、普遍的な国際公益の実現を目的としたものが存在する。このように、条約上の条項が個々の国家の便益を超えて国際社会全体に対する義務を定めている場合には、例外的に、未承認国との間でも、その適用が認められると解される。なぜならば、人を殺すなかれとの命題が刑法の規定を待つまでもなく、社会規範として通用するのと同様に、本来、こうした条項は、国家間の合意の有無にかかわらず、国際社会における規範として成立し得るものであり、各当事国が国際社会全体との関係で絶対にその義務を遵守しなければ、条約を締結した目的が十分に達成されないからである。このように、当該条項が、個々の条約当事国の関係を超え、国際社会全体に対する権利義務に関する事項を規定する普遍

的な価値を含むものであれば、あらゆる国際法上の主体にその遵守が要求されることになり、その限りでは、国家承認とは無関係に、その普遍的な価値の保護が求められることになる。」

「……著作権の保護は、国際社会において、擁護されるべき重要な価値を有しており、我が国も、可能な限り著作権を保護すべきであるということではできるものの、ベルヌ条約の解釈上、国際社会全体において、国家の枠組みを超えた普遍的に尊重される価値を有するものとして位置付けることは困難であるものというほかない。

したがって、ベルヌ条約3条(1)(a)の条項は、国際社会全体に対する権利義務に関する事項を規定するものと解することができず、北朝鮮との関係で同条項の適用は認められないから、結局、我が国は、同条項に基づき北朝鮮の著作物を保護する義務を負わない。」

《判例の解説》

一 本件は、わが国と未承認国との間において、両国ともに当事国である多数国間条約上の権利義務関係が生ずるかという国際法上の問題に関し、裁判所が初めて判断を下したものとして注目される。

二 国家承認の性質と法的効果については2つの見解が対立してきた。一方は、新国家は実効的支配を確立しただけでは事実上の存在にすぎず、既存の国家による承認を受けて初めて国際法主体としての資格が与えられるとみる(創設的效果説)。他方は、新国家は、国家としての資格要件を確立して事実上成立した時点から、他国による承認の有無にかかわらず、国際法上も法主体として存在するとみる(宣言的效果説)。最近では、事実上の国家の存在は無視しえないという理由から、一般には後者の見解が支持されている(杉原高嶺ほか『現代国際法講義〔第4版〕』(有斐閣、2007年)42~43頁)。

未承認国の法的地位についても、実効的支配の確立を前提として、少なくとも一般国際法上の一定の権利義務を享受することが認められている。すなわち、未承認国は、その実効的支配に基づき属地的・属人的管轄権を行使する権利を有しており、不承認国(承認を与えていない国)であってもその権利を侵害することは許されない。反対に、

未承認国は、その実効的支配に基づく管轄権の行使に伴う義務・責任を負うのであり、不承認国の権利を違法に侵害した場合にはその責任を免れることはない(山本草二『国際法〔新版〕』(有斐閣、1994年)201頁)。

他方、未承認国の行為や法令が不承認国の国内裁判でどのような取扱いを受けるかという、国家承認の国内法上の効果の問題がある。かつて英米の裁判所は、外国の出訴権、主権免除、法令の適用等に関して、当該外国が自国により承認されていないかぎり、その外国を存在しないものとして扱ってきた(司法上の自己制限)。しかし、最近では、未承認国の法令については、わが国の裁判所も含めて、とくに私人の法律関係が問題となる場合には、その適用を認めるのが一般的である(杉原ほか・前掲書 49~50頁)。本件でも、裁判所は、北朝鮮の国内法に照らしてX₁の当事者能力を認めている。

三 本件で問題となったのは、未承認国との間で多数国間条約上の権利義務関係が生じるかである。

この点に関して、わが国が未承認であったドイツ民主共和国(東独)の法人につき、工業所有権の保護に関するパリ条約の規定を参照しつつ、商標権の保護を認めた判決がある(東京高判昭48・6・5無体例集5巻1号197頁、最二小判昭52・2・14裁判集民120号35頁はこれを是認)。しかし、この事件では、旧特許法32条(現行法25条1号)にいう「其ノ者ノ属スル国」に未承認国が含まれるかであって、あくまで国内法の規定の解釈が争点であった。これに対し、著作権法6条3号は「条約によりわが国が保護の義務を負う著作物」に保護を与えることを規定しており、国際法上の条約関係が北朝鮮との間で生じているか否かがまさに争われたのである。

従来、未承認国との間の多数国間条約の権利義務関係についてはしばしば否定的に解されてきた(R.Jennings and A. Watts (ed.), *Oppenheim's International Law*, Vol.1 (9th ed., 1992), p.198.)。国家承認の有無が一般国際法上の一定の権利義務関係に影響しないのとは異なり、条約関係は関係国の任意によって設定されるものであり(条約の相手方を選択する国家の自由)未承認国(政府)は不承認国との間では条約の当事者となる資格を有しないと考えられたからである。たとえば、ベ

ルヌ条約に関し、英国は未承認国(政府)である東独との間での条約の適用を否認した(E. Lauterpacht, "The Contemporary Practice of the U.K. in the Field of International Law", *International and Comparative Law Quarterly*, Vol.7 (1958), p.93. 同様の立場をとった国の存在について、B.R.Bot, *Nonrecognition and Treaty Relations* (1968), pp.204-05) また、分裂国家相互の関係であるが、商標に関するマドリッド協定につき、東独は国際法の主体たりえず、当該協定への加入は法的効果をもたないと判示したドイツ連邦最高裁判所の判決(BGHZ, Vol.31, p.374, *International Law Reports*, Vol.28, p.82)がある。こうした態度をとることは、国家の主権平等に反するとの見方もあろうが、一般には、非友好的とはいっても、国際法に違反するとはみなされていない(S.Talomon, "The Constitutive versus the Declaratory Theory of Recognition: *Tertium Non Datur?*", *British Yearbook of International Law*, Vol.75 (2005), p.180.)。なお、以上のほかに、未承認国との条約関係の存在を認めただうえで、承認がなされるまでの間、その運用が停止されるとの考え方もある。

本判決はこのような国際法の従来の実行に合致している。また、条約締結権者である内閣(外務省および文部科学省)が裁判所に対して行った回答に従ったものでもある。外務省は「我が国は北朝鮮を国家として承認していないことから、2003年に北朝鮮がベルヌ条約を締結しているものの、北朝鮮についてはベルヌ条約上の通常の締約国との関係と同列に扱うことができず、我が国は、北朝鮮の『国民』の著作物について、ベルヌ条約の同盟国の国民の著作物として保護する義務をベルヌ条約により負うとは考えていない。」と回答していた(文部科学省も同様)。

四 本判決で最も注目されるのは、これに加え、条約上の義務を国際社会(条約社会)全体に対して負う義務(いわゆる対世的義務(*obligation erga omnes*))とそれ以外に区別して、条約の条項ごとの議論を展開している点である。これについて、外務省は「多数国間条約のうち、締約国によって構成される国際社会(条約社会)全体に対する権利義務に関する事項を規定していると解される条項についてまで、北朝鮮がいかなる意味においても権利義務を有しないというわけではない。具体

的にどの条約のどの条項がこれに当たるかについては、個別具体的に判断する必要がある。」と回答していた。また、被告は、このような条項の例として、集団殺害の防止・処罰の約束（ジェノサイド条約1条）拷問の禁止（拷問等禁止条約2条）非核兵器国の核拡散防止義務（核兵器不拡散条約2条）領土権・請求権の凍結（南極条約4条）を挙げている。

裁判所は、このうちジェノサイド条約1条と拷問等禁止条約2条にふれて、こうした条項は「例外的に、未承認国との間でも、その適用が認められる」と判示した。しかし、その理由づけはいささか混乱をきたしているように見える。裁判所は「人を殺すことなかれとの命題が刑法の規定を待つまでもなく、社会規範として通用するのと同様に、本来、こうした条項は、国家間の合意の有無にかかわらず、国際社会における規範として成立し得る」と説明しており、条約を超えた規範として捉えているように見える。そうだとすれば、こうした規範は、条約上の条項としてではなく、一般国際法上の基本的な権利義務として未承認国に適用されるということにすぎないのではないだろうか。また、条約によってあらゆる国際法上の主体に義務が生じえるかのように論ずる点についても、その意味が問われることになる。

条約の条項として論ずる必要があるのは、被告が例として挙げ、裁判所はふれなかった、核兵器不拡散条約2条のような場合であろう。この規定は、あくまで条約上の条項にとどまるが、北朝鮮（2003年に脱退通告を行った）がこの条約の当事国であるとすれば、同国は条約社会全体に対して核拡散防止義務を負い、他方、わが国も同様の義務を負うのであるから、未承認国とわが国が同一の義務を負うとの説明は可能であろう。ただし、この場合に、両国間に依然として条約関係が存在しないとすれば、「未承認国との間」でその条項の「適用」が認められる根拠を見出すのは困難といわざるをえない。この点に関し裁判所は何も考えを示さなかったが、とはいえ、条約の一定の条項に関する未承認国の権利義務を説明するうえで、対世的義務とそれ以外の義務の区別は積極的な意義をもつといえよう。

条約社会全体という考え方は、もともとは軍縮条約への加入が政府の承認を意味するかという文脈で採用された。毒ガス議定書への加入をめぐる国会審議で、政府委員は、わが国の加入は北京政

府（当時未承認）の承認には当たらないと答えたとうえで、しかし、北京政府は、議定書の適用を宣言することにより「全当事国によって形成される」ところのいわば、何と申しますか、条約社会といったようなもの全体に対して、この議定書を順守するという義務を負っている」（昭和45年5月6日衆議院外務委員会）と説明した（ただし、条約関係はあくまで中国（戦前に加入）との間で生ずると解している）。本件における議論は、こうした先例を参考としつつ、「対世的義務」の概念の発展（国家責任条文草案42条(b)を参照）を踏まえ、それを条約上の権利義務関係に適用したものと考えられる。

五 そこで問題となるのは、著作権の保護が普遍的な価値をもち、ベルヌ条約3条1項が国際社会（条約社会）全体に対する権利義務に関する事項を規定したものと解しえるかである。この点に関し、裁判所は、著作物の保護は同盟国という国家の枠組みが前提とされており、前国家的な非同盟国の著作者の自然権を保護するという発想はみられないと指摘し、対世的義務の存在を否定した。著作権の本質をどのように捉えるかという問題はさておき、ベルヌ条約についてみれば、その規定（3条、4条、6条等）が相互主義に基づくことは確かである。原告らも、わが国が北朝鮮の著作物を保護しないと、北朝鮮でもわが国の著作物が保護されないという事態が生じると指摘しており、条約義務が相互主義によるもの理解を示している。ベルヌ条約の義務の性質に関する裁判所の判断は妥当といえよう。したがって、わが国の現在の外交政策の下では、ベルヌ条約は北朝鮮との間では適用がないという結論となる。

（ただし、この結論は、冷戦期の思考を引きずるものであり、また、他人の著作物を無断で放映してはならないとの一般認識からも乖離しており、この時代にふさわしくない。）

六 このほか、原告らは次のような主張を行ったが、いずれも認められなかった。

原告らは、同じく未承認国である台湾の著作物がTRIPS協定により保護される旨の文化庁の見解をとりあげ、未承認国である台湾の著作物を保護するのであれば、北朝鮮の著作物も保護すべきと主張した。しかし、裁判所は、WTO協定においては、「国」を含む表現は独立の関税地域をも含

むものであり、台湾の著作物は独立の関税地域の著作物として保護されると説明し、この主張を退けた。北朝鮮はWTO協定に加入していないから、TRIPS 協定に基づく著作権の保護関係が生じていないわけであるが、もし北朝鮮が WTO 協定に加入したらどのように説明するのであろうか。

原告らは、ベルヌ条約上の権利義務関係が生じていることの根拠として、条約上の決議に必要な表決数や条約発効に必要な批准、加入書の数から未承認国を除外することは不可能である点を指摘した。これに関し、裁判所は、「国家承認の有無という個別の事情によって左右されるものとする、条約に基づく意思決定等が困難になる」と述べ、条約上の組織等に関する条項は未承認国との間で

もその適用を認めるのが相当であるという見解を示した。本件ではこの種の条項が争点ではなく、裁判所の検討は簡単なものにとどまったが、実際には、条約改正会議への参加や投票に関する条項についても未承認国との条約関係を留保する実行があったことを指摘しておく（たとえば、部分的核実験禁止条約に関する英米の東独に対する実行につき、E.Schwelb, “The Nuclear Test Ban Treaty and International Law”, *American Journal of International Law*, Vol.58 (1964), p.655.)

(平成20年1月21日)

上智大学教授 江藤淳一